

平成 27 年度第 9 回浦川原区地域協議会 会議日程

と き 平成 28 年 1 月 29 日 (金) 18 時 00 分～

ところ 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4、5

1 開 会 (:)

○会議の成立確認 (成立出席委員数 6 人) 出席委員数 人 欠席委員数 人

○会議録の内容確認者の指定 確認委員の氏名 北澤 誠 委員

2 報 告

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 市からの報告

① 上越市過疎地域自立促進計画 (案) について (資料 1)

② 諮問除外事項の報告について (資料 2)

3 協 議

(1) 地域活動支援事業報告会兼地域協議会活動報告会の内容について (資料 3)

(2) 地域協議会だよりの発行について (資料 4)

(3) 次回の開催日について (案)

・日時 平成 28 年 2 月 13 日 (土) 午前 10 時 00 分から

・会場 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4、5

4 その他

5 閉 会 (:)



上自第 446 号
平成 28 年 1 月 7 日

浦川原区地域協議会
会長 藤田 宏 禎 様

上越市長 村 山 秀 幸
(自治・市民環境部 自治・地域振興課)

上越市過疎地域自立促進計画（案）について（通知）

平成 27 年 12 月 18 日付けで答申のあった諮問第 69 号：上越市過疎地域自立促進計画（案）について、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

このことについて、対象となる 9 区の地域協議会に諮問した結果、すべて「適当」との答申をいただいたため、諮問のとおり計画策定手続を進めることとします。

なお、今後は、パブリックコメント、県との法定の協議を経て、平成 28 年上越市議会 3 月定例会に議案を提出します。

資料 2

平成28年市議会3月定例会向け 諮問除外事項報告表(②公の施設の指定管理者制度の廃止)

	諮問除外事項名 (諮問した場合の案件名)	諮問除外事項の内容 (諮問した場合の諮問内容・理由)	対象 協議会名	施設所在地	実施日 (変更する日)	現状 (現指定管理者名)	担当課等	担当者名 連絡先
1	虫川城跡公園の管理運営方法の変更について	虫川城跡公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	浦川原区	上越市 浦川原区 虫川1521番地	平成28年4月1日	虫川地区振興協議会	農林水産整備課	長谷川主任 内線1302
2	菱田大池公園の管理運営方法の変更について	菱田大池公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	浦川原区	上越市 浦川原区 菱田742番地1	平成28年4月1日	菱田町内会	農林水産整備課	長谷川主任 内線1302
3	山本公園の管理運営方法の変更について	山本公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	浦川原区	上越市 浦川原区 山本1325番地1	平成28年4月1日	山本地区観光施設管理組合	農林水産整備課	長谷川主任 内線1302

地域活動支援事業活動報告会兼地域協議会活動報告会 次第

日 時：平成 28 年 2 月 13 日 (土)

午後 1 時 30 分から

場 所：浦川原コミュニティプラザ 4 階
市民ホール

1 開会のあいさつ (地域協議会会長)

2 地域活動支援事業活動報告会 (事業実施報告)

発表 順序	発表時間帯	事業名 (団体名)
1	午後 1:40 ~ 1:55	地域活性化モデル事業 (浦川原桜つつみ公園を守る会)
2	午後 2:00 ~ 2:15	「ふるさと公園の桜を楽しむ会」 (ふるさと公園の桜を楽しむ会)
3	午後 2:20 ~ 2:35	「耳だれ仏」伝承・維持管理事業 (「耳だれ仏」保存会)
4	午後 2:40 ~ 2:55	さくらの植樹 (熊沢町内会)
5	午後 3:00 ~ 3:20	和太鼓を通じた青少年健全育成事業 (特定非営利活動法人保倉川太鼓)
6		第 7 回浦川原和太鼓祭 (特定非営利活動法人保倉川太鼓)
7	午後 3:25 ~ 3:40	中保倉お宝道観光スポット整備拡充及び啓発事業 (中保倉地域振興協議会)
8	午後 3:45 ~ 4:00	うらがわら雪あかりフェスタ (うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会)
9	午後 4:05 ~ 4:20	浦川原中学校吹奏楽部支援 (浦川原中学校同窓会)

※ 上記時間帯には、質問の時間等を含めます。

※ 発表時間は、1 団体あたり 15 分程度 (同一の団体が 2 つの事業を実施している場合は 2 事業一括で 20 分程度) としますが、5 分程度までの延長を可能とします。

3 地域協議会活動報告会 (午後 4 時 20 分～午後 5 時 00 分)

- ・ 4 年間の活動の報告について
- ・ 来場者を交えた意見交換
- ・ 地域協議会委員公募案内

4 閉会のあいさつ (地域協議会副会長)

発行日：平成 28 年 1 月 日
通 算：36 号
発 行：浦川原区地域協議会
編 集：地域協議会編集委員会
地域協議会事務局
(総務・地域振興グループ内)

浦川原区 地域協議会だより

◆地域活動フォーラムに 4 委員が参加

平成 27 年 12 月 13 日 (日) には、身近なまちづくり、地域活動の活性化をみんなで考える『地域活動フォーラム』がリージョンプラザ上越コンサートホールで開催されました。浦川原区地域協議会から参加できた委員は 4 人と少なめでしたが、「良い話が聞けた。」との感想でした。

- 取組名称：地域活動フォーラム～身近な地域からはじめる はじまる すこやかなまちづくり～
- 期日及び会場：平成 27 年 12 月 13 日 (日)、リージョンプラザ上越コンサートホールにて
- 内 容：基調講演『わたしたちが地域のためにできること ー地域協議会の役割ー』
講師：首都大学東京 大学院 教授 大杉 覚 氏
事例発表「地域活動支援事業の活用事例」
○諏訪地区夏休み児童クラブ (諏訪区) ○海まつり実行委員会 (八千浦区)
○16 ピース (柿崎区) ○雁金城跡保存会 (頸城区)

◆次期地域協議会委員の募集があります

あなたも地域協議会委員になりませんか？今年の 4 月には、任期満了に伴い地域協議会委員の改選が予定されています。改選に伴う委員の募集は 3 月頃を予定しています。詳細は未定ですが、募集時期になりましたら広報上越や市のホームページ等でお知らせしますので、多くの皆様のご応募をお願いします。なお、地域協議会の役割や委員についての概略は以下のとおりです。

- 地域協議会の主な役割
- ①地域自治区内(浦川原区内)の市政に関する重要事項について市長から意見を求められたとき(諮問されたとき)はその内容を審議して、審議した結果を答申します。
- ②区域内(浦川原区内)の課題などについて、自主的な判断でテーマを決めて審議することができます。審議した結果は意見書を提出し、市政での実現を求めることができます。
- ③各区に配分した予算の範囲で、地域の課題解決や活力向上に資する事業に必要な経費を実施団体に補助する『地域活動支援事業』に関して、優先して採択する事業、補助金の補助率や上限・下限、審査の配点などを定めるとともに、提案事業の審査を行います。

■地域協議会の委員
議員、常勤の公務員などを除き、その区で暮らしている 25 歳以上の人が応募できます。任期は 4 年間で、無報酬(ただし、会議 1 回につき交通費として 1,200 円を支給)となります。

編集後記 今年(ことし)は申年。「申」は、草木が伸びきり果実が成熟して硬くなっていく状態を表し、天から伸びる稲妻が語源だそうです。さまざまな事柄について一人ひとりが真剣に考えて方向を定め、まっしぐらに進んでいけば、実りある未来が待っています。新年度、あなたも地域協議会の委員に応募し、さまざまな意見に耳を傾けるとともに自らの考えや思いを発表してみませんか。

【編集委員】藤田 宏 裕、中村 丈一、村松 恵子

◆再出発と活性化に向けての願い

浦川原区地域協議会会長 藤田 宏 裕

合併後 10 年が過ぎ、多くの悩み等を抱えながら歩み続ける時代に入っていることを地域協議会の中で感じています。先人が良しと判断して大同合併し、小異を調整することですべてが補えると考えていたようですが、この小異が解決されずに市民からの愚痴が聞こえてきます。

自治区醸成のため、合併と同時に旧町村である 13 区に地域協議会が設置され、また平成 21 年には合併前上越市内にも 15 の地域自治区が設置されたことはご案内のとおりです。地域のことは地域で考え、市政に反映させていくことが大きな願いであります。これを十分に機能させられるかは地域を代表する地域協議会委員にかかっています。今年 4 月には地域協議会委員の 4 年間の任期が終わり、新たに公募公選により委員が選任されますが、選挙になったのは平成 17 年の発足時のみであります。浦川原区をより活性化していくには、地域協議会が唯一の審議機関ですので、委員の改選は浦川原の自治区としての再出発とでであると言えます。

市の地域協議会会長会議等では、若者や女性の参加を促す意見が多く出されます。多様な価値観を持った方々の参加は大変良いことですが、これにプレーキを掛けているのが無報酬であるということです。市は地方自治法や議会議決等から実現不可能と発言していますが、工夫さえすれば可能ではないでしょうか。地域協議会の役割には、市長の諮問に対する答申、地域活動支援事業の審査と採択、それに最も重要と考えられる自主審議や意見書の協議、提案があります。浦川原区地域協議会は実績に自負を持っています。住民に直結する重要課題を諸々審議する地域協議会に対する処遇の改善を強く要望しております。

これらの諸問題を抱えていますが、地域協議会は「住みよい」、「住み続けたい」、より良い自治区を確立していくために唯一、重要な機関であります。地域協議会の活性化に向けて、区内の皆様の委員への積極的な応募をお願い申し上げ、新年のごあいさつといたします。

活動報告 ー平成 27 年度 (12 月～1 月) ー

期日	実施項目	主な実施内容 (特に記載のないものは報告案件)
12/6	浦川原区町内会長連絡協議会・浦川原区地域協議会合同研修会	・映画『風の波紋』上映 講師：映画監督 小林 茂 氏 (長岡市在住)
12/13	地域活動フォーラム参加	・基調講演及び事例発表
12/15	大潟区地域協議会との意見交換会	・地域協議会と各種団体との連携 ・地域活動支援事業審査方法等について
12/18	第 8 回浦川原区地域協議会	・上越市過疎地域自立促進計画 (案) について (諮問) ・浦川原区小学校統合実行委員会の経過報告について ・地域コミュニティについて ・地域協議会関連条例の一部改正について 他
1/29	第 9 回浦川原区地域協議会	・諮問除外事項の報告について ・地域活動支援事業報告会兼地域協議会活動報告会について (協議) 他

◆町内会長連絡協議会との合同研修会を開催(報告)

浦川原区地域協議会では、去る平成27年12月6日(日)に浦川原区町内会長連絡協議会と合同で、研修会を開催しました。今年は長岡市在住の小林茂監督が制作した映画『風の波紋』を鑑賞し、監督と意見交換を行いました。この映画は、豪雪地域の古民家へ移住後、村人たちと助け合いながら暮らす住民の姿をとおして、「中山間地域に暮らし続ける」意義を問いかけるドキュメンタリーです。参加者からは、以下のような感想が寄せられました。

■名称：浦川原区町内会長連絡協議会・浦川原区地域協議会合同研修会

■日時：平成27年12月6日(日)午後1時30分から実施

■場所：浦川原コミュニティプラザ4階 市民ホール

■参加者数：87人(町内会長、地域協議会委員、一般市民等)

■内容：映画『風の波紋』上映

講師：映画監督 小林茂氏(長岡市在住)

■参加者の感想(アンケート結果を抜粋。一部、文面整理を行っています。)



分類	主なアンケート結果
共感性	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな自然の中で暮らすことは、人間本来の素直な生き様ができるものと、あらためて感じた。 ・生きる強さを見た。 ・雪深い山村では、一人では生きていけないと感じた。 ・村が一つになって家族のように生活する様子がとても良かった。
つながり・絆	<ul style="list-style-type: none"> ・「人が寄り添い・支え合う」＝「豊かに暮らせる社会」 ・“地域が共に支え合う仕組み”づくりこそキーワードになる。人と人との良好なつながりこそが、生きる満足度を高めるものと思う。これからは“共生する”地域コミュニティの構築が必須だ。地域力の向上になるのではないか。 ・「絆」について現状を見た場合、深く考えさせられた。頼る生活ではなく、本当の意味での自立が必要。 ・私たちの周りでも、昔のような「人情」みたいなものはなくなった。「自分さえ良ければ」という人ばかりの中、いろいろと考えさせられた。
豊かさ	<ul style="list-style-type: none"> ・「しあわせ」とは何か？人それぞれ思いは異なるが、最後は人とのつながりがあるかどうかで決まると思った。 ・本当の春の喜びを経験できるのは、雪国の私たちだけ。豊かさとは何か？全てのものに感謝しながら生きる人々の“ありのままの生き様”は素晴らしい。 ・日本人の価値観・道徳観・美意識の原点が中山間地にあると思う。
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・(映画に出てきた人は)都会育ちだが、経験がなかった田んぼや畑仕事などに触れ、面白さに目覚めたのだろう。だが、あと20年も経てばできなくなるだろうが、その時に助け合える集落でいられるかが心配だ。 ・人と村、住む人と出て行った人、思いは様々だが、どうすれば集落を残せるのか。一人の力では無理。周囲を見て、考えて行動するのみ。現状は後戻りできないので、前進するのみ。地域住民の団結で乗り越えるべき。 ・耕作放棄をすると地滑りの心配や有害鳥獣が増えると言われ、まだ畑はやめられないと思っている。だが狸や熊が出る場所で耕作を続けるのは大変だ。
制作目的	<ul style="list-style-type: none"> ・作者がなにを訴えたいのか良く分からない。 ・面白と感じたが、郷愁を誘うだけではないか。 ・雪国に育った者にとっては、毎日の生活そのものでありピンとこない。都会の方々に見ていただくべき内容だ。

◆今年度も出張地域協議会を開催しました

浦川原区地域協議会では、地域協議会の審議を広く市民の皆様に公開し、協議会をより身近に感じていただくため、毎年、出張地域協議会を行っています。今年度も既に区内の4地区すべてで開催し、会議の終了後には傍聴に来られた市民の皆さんと地域協議会との懇談も行いました。この時に発言された市民の皆さんのご意見を以下に掲載します。

■参加者からの意見、質問等(要旨)

開催地区及び開催日	発言内容	回答
第4回地域協議会 月影地区 (7/22)	(発言なし)	
第5回地域協議会 中保倉地区 (8/31)	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎・高齢の地域では何をすることも仲間が少ない。町内会に拘らず、地域全体で助け合ってほしい。少しずつ手を取り合わなければ地域が維持できなくなってきた。住民もできることを一生懸命に頑張るので、地域協議会の皆さんにもよろしくお願ひしたい。 	<p>(回答者：地域協議会会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な意見であり、大事に拝聴したい。
第6回地域協議会 末広地区 (10/23)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域協議会で、小学校統合後の跡地利用は話し合っているか。 ②通学に関するバス等の利用について、規定などはあるのか。 ③末広小学校は避難所になっているので、そのことを踏まえて跡地利用を考えてほしい。 	<p>(回答者：①及び③総合事務所長、②教育・文化グループ長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①跡地利用はまだ話し合われていない。 ②市の遠距離通学援助費の規定により3km以上の町内に適用される。印内は3kmに満たないが特例地域で対象にする。 ③避難所であることは十分に考慮すべきだが、避難所だから施設を維持しなければならないとは考えていない。跡地の利用としてどう考えていくべきかだ。
第7回地域協議会 下保倉地区 (11/30)	<ul style="list-style-type: none"> ・大勢の住民が聞きに来るかと思ったら参加者が少なく驚いた。毎回、地域協議会の皆さんがこうして慎重な審議をしているのが分かって参考になったので、もっと多くの住民から参加してほしい。 	<p>(回答者：地域協議会会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ地域協議会の認知度が低いのだと思う。また、行政でも懇談会を行うようになり、地域協議会の懇談会への参加者も減少したので、反省しながら今後の取り組みを進めていきたい。

◆他区の地域協議会と意見交換をしています

浦川原区地域協議会にはこの秋、他区の地域協議会から、意見交換会の申込みが相次ぎました。11/12(木)に板倉区地域協議会が小学校統合検討の経過について情報提供を求めて訪れましたが、12/15(火)には大潟区地域協議会が、地域住民との交流や連携の取り組みについて意見交換をしたいと訪れました。特に、住民との連携に関しては、区内では小学校統合にかかる課題の掘り起こし等も地域の皆さんとの情報交換の場があったからこそ、地域協議会が行政に対して問題提起できた経過があります。今後も、地域の課題を住民の皆さんと地域協議会で情報共有し、区内のみならず話し合っ解決していけるよう、ご協力をお願いします。

参考資料

平成 27 年度 浦川原区地域活動支援事業の実施について

補助率	設定なし (10/10 以下)
補助金限度額	設定なし
募集期間	<p>○2月下旬 新年度予算案の公表 制度の概要案の公表</p> <p>○3月2日～ 新年度の募集に向けた相談の受付</p> <p>○4月1日～ 事業の募集開始 (～4月30日)</p> <p>○5月中旬～ 地域協議会での審査、採択すべき事業の決定</p> <p>○6月上旬～ 補助金の交付決定・事業の実施</p> <p>※平成 27 年度においても、事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。</p>
採択方針	<p>1 優先して採択する事業</p> <p>浦川原区の豊かな地域資源を活かし、住民自らの取り組みにより住み続けたい地域づくりを進めるため、浦川原区地域活動支援事業は地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 ・過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業 ・安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業 ・区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業 ・地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業 <p>2 その他の事業</p> <p>「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。</p>
提案事業のプレゼンテーション	<p>提案者からの事業説明、地域協議会委員からの質問を含め、1 提案者につき 25 分の時間 (提案数が多い場合には調整する。) を設け、プレゼンテーションを行う。</p>
審査方法	<p>採択方針に基づきプレゼンテーションを受けて委員個人審査を行い、その後、全体で協議する。</p>
追加募集	<p>必要により追加募集を行う。</p>